

神奈川県かながわブランド生産支援事業実施要領

第1 目的

この要領は、神奈川県かながわブランド生産支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の実施

1 補助対象

- (1) 一つの事業で複数の機器・設備（同一機器の複数購入を含む。）を導入することができるものとする。ただし、補助を受けることができるのは、かながわブランド1登録品あたり（再登録の場合を含む。）1回限りとする。
- (2) 取得価格（設置費を含む。）が単体（アタッチメントを含む。）で30万円以上のものとする。
- (3) 原則、新品であること。ただし、中古機器・設備（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上のもの）も対象とすることができるものとする。

2 導入にあたっての留意事項

- (1) 機器・設備の利用者は、補助事業者の構成員とし、農畜水産業（加工業含む）以外に使用可能な汎用性の高いものは、補助対象外とする。
- (2) 補助事業者が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、補助対象外とする。
- (3) 補助事業者が、過去に本事業を含む県の事業や国庫補助事業により導入した機器・設備の単純更新については、補助対象外とする。
- (4) 導入にあたっては、希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は見積り合わせ等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする（中古機器・設備の導入時は除く）。なお、一般競争入札等を行わない場合には理由書を提出することとする。
- (5) 補助対象となる機器・設備は動産総合保険等の保険（天災等に対する補償を必須とする。）への加入に努めるものとする。
- (6) 補助事業者は、県が行う調査等について協力するものとする。
- (7) 機器・設備の利用期間は法定耐用年数以上とする。

第3 成果目標の設定

1 成果目標

成果目標は以下に掲げる成果目標から一つ設定するものとする。

- ア 生産量の10%以上増加
- イ 年間販売額の10%以上増加

2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第4 事業実施までの手続

1 事業計画等の提出

(1) 計画作成にあたっては、他事業との関連等を考慮し、次の事項に留意するものとする。

ア かながわブランド登録要領の趣旨との整合性

イ 補助事業により導入する機器等の規模、利用計画の妥当性

(2) 補助事業者は、神奈川県かながわブランド生産支援事業計画書（様式1。以下「計画書」という。）を作成し、別に定める期日までに環境農政局農水産部長に提出するものとする。

2 事業の決定等

農水産部長は、提出された計画書について、予算の範囲内で、事業の内容が適切であると認められる場合は、要望額のとおり計画承認し（参考様式1）、その結果を補助事業者に通知するものとする。なお、予算を超過する場合は、別表配分基準のポイントの合計が上位の順に採択するものとする。ポイントの合計が同じ申請が複数あった場合は、補助対象経費が大きいものから予算の範囲内で配分するものとする。

3 補助金交付申請

(1) 補助事業者は別に定める期日までに、補助金交付申請書（要綱第1号様式。以下「申請書」という。）を農水産部長に提出するものとする。

(2) 農水産部長は、補助事業者について、要綱第5条第2項に基づき、神奈川県警察本部長に対して確認を行うものとする。

4 補助金の交付決定

農水産部長は、補助金の交付等に関する規則（以下「規則」という。）第6条に基づき、交付決定及び通知するものとする（参考様式2）。

交付決定にあたっては、申請書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を確認するものとする。

なお、補助事業者が新規でかながわブランド登録を予定している場合は、かながわブランド登録後に交付決定するものとする。

第5 事業の実施

1 事業の着手

(1) 事業の着手は、原則として補助金交付決定後とする。交付決定通知前に事業着手する場合には、補助事業者は事業の着手年月日までに、補助金交付決定前事業着手届（様式2）を提出するものとする。

(2) 事業の着手年月日は、補助事業等に係る契約締結（機器・設備の発注）の日とする。

2 事業計画の変更

(1) 要綱第8条に規定する知事の承認を受けようとする場合は、変更（中止、廃止）承認申請書（要綱第3号様式。以下「変更承認申請書」という。）を農水産部長に提出するものとする。

(2) 農水産部長は、変更承認申請書の内容が適切であるか確認し、補助事業者に変更承認及び変更交付決定を通知する（参考様式3）。

第6 事業完了後の手続き

1 年度内履行確認の実施

農水産部長は、要綱第11条により提出された実績報告書に基づいて、実施年度内に補助事業履行確認書（様式3）により履行確認を行うものとする。

2 実績報告書の提出

（1）要綱第11条に規定する実績報告書は、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する県の会計年度の3月10日のいずれか早い日までに、次の書類を添付して提出するものとする。

ア 事業内容がわかる写真

イ 補助事業に係る収支を証する書類（領収書等）の写し

ウ その他参考となる資料

（2）要綱第13条に規定する財産の取得等を伴う補助事業については、実績報告書の提出にあたって財産管理台帳の写しを添えるものとする。

3 完成確認検査の実施

農水産部長は、実績報告書等を受理したときは、書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか補助事業検査記録簿（参考様式4）を参考に完成確認検査（以下「検査」という。）を実施するものとする。

4 額の確定

（1）農水産部長は、検査の結果を補助事業完成確認検査調書（参考様式5）にとりまとめ、適正と認められたときは、補助金の額を確定するものとする。

（2）額の確定通知については、すでに通知している交付決定額と確定額が相違する場合のみ行うものとする。

第7 関係書類の整備

1 補助事業者は、補助事業等の実施に係る関係書類等を整理し、事業実施年度の翌年度から10年間保存するものとする。

2 関係書類等の保存期間が満了しない間に補助事業者が解散等、業務継続できなくなった場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に関係書類を引き継ぐものとする。

第8 目標達成状況報告

1 補助事業者は、事業実施年度の翌年度から目標年度までの間、各年度の目標達成状況について、当該年度の翌年度の5月末日までに、目標達成状況報告書（様式4）を作成し、農水産部長に報告するものとする。

2 農水産部長は、目標達成状況報告書を受理した場合には、必要に応じて現地調査等を行い、内容について確認するものとする。

- 3 目標年度において目標が達成されない場合、補助事業者は、事業実施年度の目標年度の翌年度から3年間（目標が達成された場合には、達成された年度までの間）、各年度の目標達成状況について、当該年度の翌年度の5月末日までに、目標達成状況報告書を作成し、事業評価を行い、農水産部長に報告するものとする。
- 4 農水産部長は、報告を受けた目標達成状況及び事業評価について点検し、事業計画目標に対して事業実施状況が不十分である場合は、目標が達成できるように補助事業者に対して適切に指導を行うものとする。

第9 機器・設備をリース導入する場合の留意事項

- 1 リース契約は、補助事業者自らが行うものとする。
- 2 リース期間は、成果目標年度末までの期間以上かつ法定耐用年数に定める耐用年数以内とする。
- 3 リースによる導入に対する交付額（以下「リース料助成額」という。）については、次のア及びイの計算式によって算出される値（ただし、千円未満を切り捨てる。）のいずれか小さい方とする。

なお、リース期間は、補助事業者がリース物件を借り受ける日から当該リース終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

ア リース料助成額＝リース物件購入価格（税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）
×補助率（3／10以内）

イ リース料補助額＝（リース物件購入価格（税抜き）－残存価格（税抜き））
×補助率（3／10以内）
- 4 事業実施計画の作成に当たり、リース事業者に機器・設備を納入する事業者を複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。
- 5 補助事業者は、機器・設備をリース導入した場合には、補助金の請求時に、リース契約書の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

第10 補助金の返納

- 1 補助事業者は、補助金を受けた後に要綱及びこの要領に定める事項を満たさないことが判明した場合には、農水産部長に当該補助金の一部又は全部を速やかに返納しなければならないものとする。
- 2 農水産部長は、返還額が生じることが明らかになった時は、補助金の一部又は全部を減額し、すでに交付された補助金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

第11 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、農水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 25 日から施行する。

別表 配分基準

必要項目及び配点基準		ポイント
1 本事業の実施により、目標年度の生産量・年間販売額のいずれかが増加する。	現状に対する増加率 30%以上 25%以上 30%未満 20%以上 25%未満 15%以上 20%未満 10%以上 15%未満 10%未満	10 8 6 4 2 不採択
2 「かながわブランド」の認知度向上に向けて、SNS 広告を活用した販売戦略等の検討を十分に行った取組となっている、もしくは準備ができている。		1
3 ホームページもしくはEC サイトにて、「かながわブランド」のロゴマークを掲示し、かながわブランドの説明周知を行っている、もしくは準備ができている。		1
4 店頭販売において、「かながわブランド」の認知度向上も併せた売場作りができている、もしくは準備ができている。		1
5 既存の商品もしくはパッケージ資材に、「かながわブランド」ロゴマークを掲載・印字している、もしくは予定である。		1
6 事業継続計画（BCP）を策定している、もしくは1年以内に策定予定である。		1
7 新たに「かながわブランド」登録に向けた取組となっている。		1

(様式 1)

年 番 号
月 日

神奈川県知事 殿

所在地

団体の名称、代表者

神奈川県かながわブランド生産支援事業計画書について

このことについて、別添のとおり提出します。

神奈川県かながわブランド生産支援事業計画書

1 補助事業者

ふりがな	
団体名及び 代表者名	
所在地	〒
連絡先	電 話 : ()
	携帯番号 : ()
	ファクシミリ : ()
	E - mail :

2 事業内容

(1) 取組内容

--

(2) 導入機器・設備

機器・設備	内容 (機械名、規格等)	金額 (円)

※アタッチメントを購入する場合は、その内容も記載すること。

(3) 補助額

補助対象経費 総額	(単位：円)			
	うち 県補助金	うち 自己資金	うち 融資	うち その他

4 目標及び取組

(1) 目標値

	現状 (年度)	目標 (年度)	増減・取組状況 (予定) 等	ポイント
☐ 生産量 ☐ 年間販売額 ※いずれかを選択 (☒)				
「かながわブランド」の認知度向上に向けた販売戦略等の検討				
ホームページでの「かながわブランド」ロゴマークの掲示、説明周知				
「かながわブランド」の認知度向上も併せた売場作り				
商品・パッケージ資材への「かながわブランド」ロゴマークの掲載・印字				
事業継続計画 (BCP) の策定			年策定 (予定)	
新たに「かながわブランド」登録に向けた取組				
ポイント計				

※ポイント欄は別表に基づいて記載してください。

(2) 目標値 (生産量または年間販売額) の算出根拠

5 添付資料

- ・ 導入する機器・設備の見積書、カタログ
- ・ 目標に記載したことが確認できる資料 (URL の記載でも可)

(様式2)

番 号
年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地
団体の名称、代表者

補助金交付決定前事業着手届

神奈川県かながわブランド生産支援事業費補助金に係る事業について、次の条件を了承のうえ、補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担するものとします。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がありません。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行いません。

事業内容	補助対象 経費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由

(様式3)

補助事業履行確認書

執行番号		起案日	
所属コード		所属名	
補助事業名			
交付先 所在地 団体の名称 代表者			
履行確認の方法 (確認場所)			
補助金交付決定 年月日		補助対象期間	
履行確認年月日		支払(履行確認) 対象期間	
事業着手年月日		事業完了年月日	
交付決定金額		精算金額	
支払(精算)金額			

(様式 4)

番 号
年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地
団体の名称、代表者

神奈川県かながわブランド生産支援事業目標達成状況報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付決定を受けた神奈川県かながわブランド生産支援事業補助金に係る事業の〇〇年3月末日現在における目標達成状況を、次のとおり報告します。

1 取組内容

2 目標の達成程度

	計画時の状況 (年度)	2 年 目 の 状 況 (年度)	3 年 目 の 状 況 (年度)	目標 (3 年目) (年度)
☐ 生産量 ☐ 年間販売額 ※いずれかを選択 (☒)				

(注) 目標の達成程度に記載したことが確認できる資料を添付してください。

3 目標達成に対する自己評価と今後の改善点